

**未永 芳美編著 『二〇〇海里戦争をいかに戦ったか
30人の証言。その時に』 農林統計出版 2020.3 刊**

著者	小野 征一郎
雑誌名	東京海洋大学研究報告
巻	17
ページ	78-79
発行年	2021-03-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00002043/

[書評]

末永 芳美編著

『二〇〇海里戦争をいかに戦ったか 30人の証言。その時に』

農林統計出版 2020.3 刊

小野 征一郎^{*1}

(Accepted November 26, 2020)

“Testimony of 30 people how they fought the 200 nautical mile war. At that moment.”

by Yoshimi SUENAGA

Seiichiro ONO^{*1}

(1) 国連海洋法条約が1994年に発効し、日本も96年に批准し、「広い領海・狭い公海」の海洋秩序の「革命」が成立・定着した。本書は時系列を主軸に、業種的・水域的に歴史の生き証人として30人の、苦渋に満ちた現場の体験・声をヨコ軸に配する。参考文献も有益である。

200海里時代の幕開け前夜から(1章)、激動の渦中の「革命」を経て(2章)、少数特定有力国に従来以上の漁業権益が集中する結果を解明する(7章・終章)。新興国・途上国が漁業権益に恵まれたとみなす、新海洋秩序に対する楽観的・好意的見解に異論を唱える好著である。

「公海自由時代」に全盛期を過ぎた遠洋漁業大国・日本は、北洋底魚漁業、サケマス漁業、マグロ漁業などにおいて逆攻勢＝「反革命」に遭遇する(2・3・6章)。日本周辺の日韓・日中などの3水域には沿岸国主義を適用せず、北方4島水域には日本の実効支配が及ばない。領土問題を含む東アジアの複雑な政治体制が反映している(4・5章)。

(2) 200海里体制の淵源はトルーマン宣言(1945.9.28)―「漁業に関する宣言」・「大陸棚に関する宣言」―にあるが、「領海」でもなければ「公海」でもない、第三のカテゴリーとしての「特別の水域」―EEZ―に、潜水艦など軍事的な海洋利用＝「航行の自由」を

最重要課題とする、覇権国家米ソが悪乗り・合意する。

米国は周到にも軍事の加わらない「領海でない二〇〇海里」(2頁)という考え方に基いて、77年の5年前から根回しを始めていたという。かの人口に膾炙したマルタ大使バルドーの感動的演説(国連総会・67年秋)に触発された、常設委員会である国連拡大海底平和利用委員会が、実質的には第3次海洋法準備会議として格上げ・運営される。ノルウェー代表のエベンセン議長は米・英・加・豪・NZ・ラテンアメリカ諸国などを中核とする私的協議会を立ち上げ、そこでの議論を条約統一交渉案＝現行海洋法条約に組み入れ、77年夏、全体会議に諮ることに成功する(7章)。

EEZは米ソ冷戦の落とし児であり、北海・北西大西洋・北太平洋の3大国際漁場はほぼすべて米・加・露・ノルウェー・アイスランドの手中に帰した。

遠洋漁業国のなかでソ連はともかくとして、ポーランドが代表する東欧諸国、スペイン、ポルトガル、西ドイツ、フランス等に、バルト海・地中海諸国、さらにアジア・アフリカの地理的不利国、スイスなどの多くの内陸国が存在し、事態は流動的要素を多々残していた。

それにもかかわらず海洋新秩序の「革命」は成就した。心理戦と戦略性に長けた米国が

^{*1} Professor emeritus of Tokyo University of Fisheries (Current Tokyo University of Marine Science and Technology), 5-7 Konan 4-chome, Minato-ku, Tokyo (東京水産大学(現東京海洋大学)名誉教授)

事態転換の可能性をつかみ、「泥縄式のソ連」(278頁)が大勢に追随したからである。

- (3) 海洋新秩序は日本に最強の打撃を与えた。初期から巧妙に立ち回った米国は、自国EEZから日ソを短時間で追いだし、新秩序形成に精彩を欠いたソ連は北洋の地先水域から日本を締め出すことに代償を求めた。

米国海域は日本の大手資本が進出していたが、ソ連極東水域には北海道周辺の沿岸・沖合漁業から大中小のイカ釣り漁業、一部の遠洋船団に至るまで、全階層的・全地域的に入漁していた(6章)。

日本は折から米国海域の漁獲割当を一時的に獲得する代替として、商業捕鯨モラトリアムの異議申し立てを撤回した。前述したエベンセン協議にはソ連などの遠洋漁業国、地理的不利国、内陸国のほとんどが欠席・敬遠したが、対米配慮と西側諸国の結束確保から日本は参加した(7章)。さらに親米的姿勢が強かったにも関わらず、総じて「米国の戦略は…容赦ない過酷な仕打ちであったといえるであろう」(278～279頁)。海洋秩序の動乱の時代、とりわけ1980年代は米国の日本パッシングが激しかった。

- (4) 200海里体制には、途上国が「広い公海」＝

漁業権益に恵まれたことを評価する好意的見方が珍しくない。確かに南太平洋諸国のような事例が存在する。しかし巨視的に観察すれば(終章)、新海洋秩序は「米国をはじめとするエベンセングループに早くから参加した国々が豊かな漁場を取り込めるよう、漁業資源を戦略的に利用するため、多くの開発途上国を巻き込んで作った壮大な法的レジームであった。」(281頁)。軍事的発言力をもたない日本の勇氣ある、かつ国際情勢を適確に掌握した見解として評価できよう。西ドイツ、フランス、スペイン、ポルトガル、スイス等の後押し・共鳴をえる国際外交を展開できなかったのが返す返すも残念である。

「領海3海里・公海漁業自由」の原則下、驚異的躍進をとげた日本漁業に、200海里制の逆インパクトに対抗する力量や気概はもはや残っていなかった。新海洋秩序は一握りの地理的大国が水産資源を囲い込み、国別格差・不平等を拡大する結果をもたらすのみであると日本は警告した(第3次国連海洋法会議ジュネーブ会期第2委員会において「経済水域の意味するもの」という英文ペーパー—本書にも収録—を配布)。本書は「警世の書」として至高の価値がある。編集者であると同時に関係者でもある、末永良美・米沢邦男・島一雄・倉片備氏の労を多としたい。

末永 芳美編著

『二〇〇海里戦争をいかに戦ったか 30人の証言。その時に』

農林統計出版 2020.3 刊

小野 征一郎

(東京水産大学(現東京海洋大学)名誉教授)